

石川県公報

平成 25 年 12 月 24 日 (火曜日)

号 外

(第 85 号)

目 次

○一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人 事 課) 1	○石川県災害救助基金条例の一部を改正する条例 (危機対策課) 2
---	-------------------------------------

条 例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和三十二年石川県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

(平成二十六年四月一日における号給の調整)

- 29 平成二十六年四月一日において二十八歳に満たない職員(同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。以下同じ。)のうち、当該職員の平成十九年一月一日、平成二十年一月一日及び平成二十一年一月一日の第四条第六項の規定による昇給その他の号給の決定の状況(以下「調整考慮事項」という。)を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の平成二十六年四月一日における号給は、人事委員会規則で定める職員の区分に応じ、それぞれ、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の三号給、二号給又は一号給上位の号給とする。
- 30 平成二十六年四月一日において二十八歳以上四十歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、人事委員会規則で定める職員の区分に応じ、それぞれ、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の二号給又は一号給上位の号給とする。
- 31 平成二十六年四月一日において四十歳以上四十五歳未満の職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮して調整の必要があるものとして人事委員会規則で定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とする。
- 32 職員の勤務時間条例第二条第二項第一号に規定する育児短時間勤務職員に対する前三項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、職員の勤務時間条例第二条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 33 学校職員の勤務時間条例第三条第二項第一号に規定する育児短時間勤務職員に対する附則第二十九項から第三十一項までの規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、学校職員の勤務時間条例第三条第二項第一号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

石川県災害救助基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年十二月二十四日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県条例第四十一号

石川県災害救助基金条例の一部を改正する条例

石川県災害救助基金条例(昭和二十九年石川県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十七条」を「第二十二條」に改める。

第二条中「第三十八條第一項」を「第二十三條」に、「こえる」を「超える」に改める。

第三条第一項ただし書中「行なわせる」を「行わせる」に、「その他」を「その他」に改め、同条第三項中「第二十三條第一項」を「第四條第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。